

東京証券取引所の有価証券上場規程に定める被合併会社等の財務諸表等に対するレビュー業務に関する実務指針

2021年6月9日
 改正 2021年9月16日
 改正 2022年1月13日
 最終改正 2022年10月13日
 日本公認会計士協会
 監査・保証基準委員会
 (実務指針：第11号)

項番号

I 本実務指針の適用範囲

- | | |
|--|----|
| 1. 適用範囲..... | 1 |
| 2. 背景 | |
| (1) 被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明に係る基準の作成と見直しの経緯..... | 4 |
| (2) 東証の上場規程における取扱い..... | 8 |
| (3) 被合併会社等の財務諸表等..... | 10 |
| (4) 公認会計士等による監査報告書又はレビュー報告書等..... | 11 |
| 3. 定義..... | 12 |

II 本レビュー業務を実施する上での留意事項

- | | |
|--------------------------------|----|
| 1. レビュー契約の相手方及びレビュー報告書の宛先..... | 13 |
| 2. 適用される財務報告の枠組みの受入可能性..... | 15 |
| 3. 経営者の責任..... | 17 |
| 4. レビュー業務の契約条件に関する合意..... | 18 |
| 5. 業務の実施..... | 19 |
| 6. 経営者確認書..... | 21 |
| 7. レビュー報告書..... | 23 |

III 適用

付録 独立業務実施者のレビュー報告書の文例

《Ⅰ 本実務指針の適用範囲》

《1. 適用範囲》

1. 本実務指針は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の「有価証券上場規程」（以下「上場規程」という。）及び「有価証券上場規程施行規則」（以下「施行規則」という。）に基づいて、新規上場申請会社が、上場前の一定期間に重要な合併、子会社化・非子会社化等（以下「合併等」という。）を行った場合における当該被合併会社、子会社化・非子会社化された会社等（以下「被合併会社等」という。）の財務諸表及び連結財務諸表（以下「財務諸表等」という。）に対して、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）が業務実施者として実施するレビュー業務に係る実務上の指針について取りまとめたものである。

なお、本実務指針は、東証の上場規程に定める被合併会社等の財務諸表等に対するレビュー業務の実施のために作成したものであるが、東証の上場規程と同等の規則を定めている他の取引所等における被合併会社等の財務諸表等のレビュー業務に関しても、本実務指針を利用して業務を実施することができる。

2. 本実務指針の適用に際して関連する実務指針は、保証業務実務指針 2400「財務諸表のレビュー業務」である。
3. 本実務指針は、保証業務実務指針 2400 に記載された要求事項を遵守するに当たり、当該要求事項及び適用指針と併せて適用するための指針を示すものであり、新たな要求事項は設けていない。

《2. 背景》

《(1) 被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明に係る基準の作成と見直しの経緯》

4. 東証は、新規上場申請会社による上場申請前の事業再編行為の実施に対する規制を緩和する一方で、新規上場申請会社及びその子会社が行った重要な合併等に係る被合併会社等の直前事業年度の財務諸表等を投資意思決定判断のための重要な情報と位置付け、新規上場申請会社に対して被合併会社等の財務諸表等の提出と、信頼担保措置として当該財務諸表等に対する公認会計士等による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面の提出を求めていた。
5. 東証は、この制度の整備を行うに先立ち、レビュー業務に係る基準等が我が国において明確にされていない現状に鑑み、当協会からの意見を参考として、関係規則を整備するとともに、公認会計士等による被合併会社等の財務諸表等に対するレビュー相当業務に係る基準としての「被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明に係る基準」を定めた。
6. 当協会は、東証の上場規程に基づいて被合併会社等の財務諸表等に対して公認会計士等が実施するレビュー相当業務について、実務の参考に資することを目的として、監査・保証実務委員会研究報告第 12 号「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明業務について（中間報告）」を示した。なお、被合併会社等の財務諸表等に対するレビュー相当業務は、レビュー業務に係る基準等が制定された場合には、見直しを行うことが必要とされていた。
7. 本実務指針は、2016 年 1 月に保証業務実務指針 2400 が公表されたことを受け、公認会計士等が実施する被合併会社等の財務諸表等に対するレビュー業務（以下「本レビュー業務」という。）に係る実務上の指針を、保証業務実務指針 2400 を前提に示すものである。なお、東証における被合

併会社等の財務諸表等に対するレビュー相当業務に係る基準としての「被併会社等の財務諸表等に対する意見表明に係る基準」についても見直しが行われ、保証業務実務指針 2400 に基づくレビュー報告書等の提出を求めることとなった。

《(2) 東証の上場規程における取扱い》

8. 東証の上場規程第 204 条第 8 項において、スタンダード市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者は、施行規則で定める財務計算に関する書類について、施行規則第 209 条第 1 号で定めるところにより、公認会計士等による監査報告書又はレビュー報告書等を添付することが義務付けられている。
9. 東証の上場規程第 210 条第 8 項において、プライム市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者は、施行規則で定める財務計算に関する書類について、施行規則第 223 条で定めるところにより、公認会計士等による監査報告書又はレビュー報告書等を添付することが義務付けられている。

《(3) 被併会社等の財務諸表等》

10. 東証の上場規程第 204 条第 8 項又は第 210 条第 8 項に規定する施行規則で定める財務計算に関する書類のうち、本実務指針の対象となる財務計算に関する書類、すなわち、被併会社等の財務諸表等は、それぞれ以下のとおりである（施行規則第 209 条第 1 号又は第 223 条参照）。ただし、(1)②については、合併主体会社（施行規則第 2 条第 3 項第 3 号参照）の財務諸表等に限るものとされている。

- (1) 合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併及び上場規程第 208 条第 1 号又は第 2 号に該当する合併を除く。）

- ① 最近 1 年間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以後における合併（施行規則第 204 条第 1 項第 4 号 c(a) 参照）

新規上場申請者又はその子会社が、最近 1 年間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以後に合併を行っている場合には、合併当事会社（新規上場申請者及びその子会社を除く。）に係る当該合併の直前の事業年度及び連結会計年度の財務諸表等（連結財務諸表を作成すべき会社でない場合及び連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、連結財務諸表を除くものとし、金融商品取引法（以下「金商法」という。）の規定に従って財務諸表等を作成することが著しく困難であると認められる場合は、会社法の規定に従って作成された貸借対照表及び損益計算書とすることができる。）

- ② 最近 2 年間における合併（施行規則第 204 条第 1 項第 16 号参照）

新規上場申請者又はその子会社が、最近 2 年間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以後に合併を行っている場合には、合併当事会社全て（新規上場申請者及びその子会社を除く。）の当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等（「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載又は添付されるもの及び東証が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

- (2) 子会社化又は非子会社化

- ① 最近 1 年間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以後における子会社化又は非子会

社化（施行規則第 204 条第 1 項第 4 号 c(b) 参照）

新規上場申請者が、最近 1 年間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以後に子会社化又は非子会社化を行っている場合には、当該子会社に係る当該子会社化又は非子会社化の直前の事業年度及び連結会計年度の財務諸表等（連結財務諸表を作成すべき会社でない場合及び連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、連結財務諸表を除くものとし、金商法の規定に従って財務諸表等を作成することが著しく困難であると認められる場合は、会社法の規定に従って作成された貸借対照表及び損益計算書とすることができる。）

(3) 合併を行っている場合（当該合併が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められるものに限る。）又は持株会社になった場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）

① 最近 2 年間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併を行っている場合（当該合併が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められるものに限る。）又は持株会社になった場合（他の会社に事業を承継させる、又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）（施行規則第 204 条第 1 項第 4 号 d 参照）

新規上場申請者が、最近 2 年間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併を行っている場合（当該合併が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められるものに限る。）又は持株会社になった場合（他の会社に事業を承継させる、又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）には、当該合併以前の期間又は持株会社になる前の期間に係る当該合併による全ての解散会社（当該合併の直前事業年度の末日において他の解散会社の連結子会社である会社その他の東証が記載を要しないものとして認める会社を除く。）の財務諸表等又は持株会社になった日の全ての子会社（持株会社になった日の直前事業年度の末日において他の子会社の連結子会社である会社その他の東証が記載を要しないものとして認める会社を除く。）の財務諸表等

《(4) 公認会計士等による監査報告書又はレビュー報告書等》

11. 施行規則第 209 条又は第 223 条で定めるところによる公認会計士等による監査報告書又はレビュー報告書等は、それぞれ、以下のとおりである。

(1) 監査報告書

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書

(2) レビュー報告書等

① 保証業務実務指針 2400 及び本実務指針に準拠したレビューに基づくレビュー報告書

② その他合理的と認められる手続に基づく被合併会社等の財務諸表等に対する結論の表明のための報告書

なお、上記の②については、外国会社である被合併会社等の財務諸表等に対して国際レビュー業務基準 2400「過去財務諸表のレビュー業務」(ISRE 2400, “Engagements to Review Historical Financial Statements”) に準拠したレビューに基づくレビュー報告書を発行する場合等が想定される。

《3. 定義》

12. 本実務指針で用いている用語については、保証業務実務指針 2400 で用いられている用語と同じ意味で用いている。

《Ⅱ 本レビュー業務を実施する上での留意事項》

《1. レビュー契約の相手方及びレビュー報告書の宛先》

13. 本レビュー業務の契約は、レビュー対象となる財務諸表等の作成会社である被合併会社等の経営者との間で締結し、レビュー報告書の宛先も財務諸表等の作成会社の経営者とする。ただし、合併における被合併会社である場合など、レビューの結論の表明時点で被合併会社等が存在しない場合においては、新規上場申請会社の経営者との間でレビュー契約を締結し、レビュー報告書の宛先も新規上場申請会社の経営者とする。
14. 被合併会社等が他の公認会計士等による監査を受けている場合又はレビューを受けている場合においては、新規上場申請会社が、本実務指針のレビュー報告書に代えて当該監査報告書又は当該レビュー報告書を添付することが可能な場合があるため、業務実施者は、レビュー業務の実施が必要であるかどうか留意する。

《2. 適用される財務報告の枠組みの受入可能性》

15. 保証業務実務指針 2400 第 31 項(1)において、業務実施者は、レビュー契約を新規に締結又は更新する前に、財務諸表の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが受入可能であるかどうかを判断することが求められている。
16. 本レビュー業務の対象となる財務諸表等は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成され、財務諸表等規則、連結財務諸表規則又は会社計算規則に従って開示されることを前提としており、この場合、本レビュー業務は一般目的の財務報告の枠組み及び適正表示の枠組みとなる。

《3. 経営者の責任》

17. 保証業務実務指針 2400 第 31 項(2)において、業務実施者は、財務諸表のレビュー業務実施の前提となる経営者の責任を経営者が理解していることについて、レビュー契約を新規に締結又は更新する前に経営者と合意することが求められている。

《4. レビュー業務の契約条件に関する合意》

18. 保証業務実務指針 2400 の A53 項において、「レビュー契約書の様式及び内容は、契約によって異なる場合がある。」とされている。レビュー契約書には、保証業務実務指針 2400 第 38 項(1)から(7)の事項及び同 A53 項に記載の事項に加えて、例えば、以下の事項を記載することがある。
- ・ レビュー対象となる財務諸表の作成会社の経営者又は新規上場申請会社の経営者は、被合併会社等の財務諸表等の利用者に対して、当該財務諸表等が監査を受けたものであるとの誤解を与えるような表明を行ってはならないこと。

《5. 業務の実施》

19. 保証業務実務指針 2400 第 54 項において、「財務諸表のレビュー業務には、継続企業の前提の検討が含まれる。」とされており、同第 55 項において、業務実施者が、レビュー業務の実施過程で、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に気づいた場合に一定の手続を実施することが求められている。
20. 新規上場申請会社が重要な合併を行った場合における被合併会社の財務諸表のレビュー業務に当たっては、当該被合併会社が合併によって消滅したことのみをもって、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合としては取り扱わないことに留意する。

《6. 経営者確認書》

21. 保証業務実務指針 2400 第 62 項において、「業務実施者は経営者に対して、レビュー契約書において記載されたとおり、その責任を果たした旨の経営者確認書を提出するように要請しなければならない。」とされている。
22. 新規上場申請会社等が合併を行った場合における被合併会社の財務諸表のレビュー業務に当たり、被合併会社が消滅している場合には、レビュー報告書の作成時における合併会社の経営者に対して経営者確認書を提出するよう要請することが考えられる。また、新規上場申請会社が非子会社化を行う場合においては、非子会社化された会社の経営者に対して経営者確認書を提出するよう要請することに留意する。

《7. レビュー報告書》

23. 保証業務実務指針 2400 第 91 項においてレビュー業務に対するレビュー報告書に記載する事項が定められている。この中で、レビュー報告書の宛先については、契約内容に応じた宛先を記載することが求められており、本実務指針の対象となる財務計算に関する書類に対するレビュー業務契約の内容、レビューの対象となる財務諸表を作成する企業の機関設計に応じて、新規上場申請会社等の取締役会等とすることに留意する。無限定の結論を表明する場合のレビュー報告書の文例は付録を参照する。

《Ⅲ 適用》

- ・ 本実務指針は、2021年6月11日以後に発行するレビュー報告書に適用する。
ただし、2021年6月11日以後に発行するレビュー報告書のうち、東証が適当と認めるものについては、監査・保証実務委員会研究報告第12号「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明業務について（中間報告）」（2006年11月2日公表）に基づく従前の取扱いによることができる。
- ・ 2021年9月16日改正後の本実務指針は、2021年9月1日以後に発行するレビュー報告書に適用する。ただし、2021年9月1日以後に発行するレビュー報告書のうち、東証が適当と認めるものについては、監査・保証実務委員会研究報告第12号「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明業務について（中間報告）」（2006年11月2日公表）に基づく従前の取扱いによることができる。

- ・ 2022年1月13日改正後の本実務指針は、2022年4月4日以後に発行するレビュー報告書に適用する。ただし、2023年6月11日までに発行するレビュー報告書のうち、東証が適当と認めるものについては、監査・保証実務委員会研究報告第12号「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明業務について（中間報告）」（2006年11月2日公表）に基づく従前の取扱いによることができる。

以 上

- ・ 本実務指針（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。
 - － 保証業務実務指針（序）「保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日公表）

《付録 独立業務実施者のレビュー報告書の文例》

以下は、本実務指針の対象となる財務計算に関する書類に対するレビュー業務を行う場合で、無限定の結論を表明する場合のレビュー報告書の文例である。除外事項付結論を表明する場合、強調事項を記載する場合及びその他の事項を記載する場合等においては、保証業務実務指針 2400 に従って、適宜修正する。

連結財務諸表に対してレビュー業務を実施し、無限定の結論を表明する場合のレビュー報告書

独立業務実施者のレビュー報告書

×年×月×日

〇〇株式会社

取締役会 御中（注1）

〇 〇 監 査 法 人

〇 〇 事務所（注2）

指定社員	公認会計士	〇〇〇〇
業務執行社員		
指 定社員	公認会計士	〇〇〇〇
業務執行社員		

（注3）

当監査法人（注4）は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第204条第8項（注5）の規定に基づき、△△株式会社（被合併会社等の会社名）の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表（注6）について、レビューを行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）（注7）及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

業務実施者の責任

当監査法人（注4）の責任は、独立の立場から連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人（注4）は、日本公認会計士協会が公表した保証業務実務指針2430「東京証券取

引所の有価証券上場規程に定める被合併会社等の財務諸表等に対するレビュー業務に関する実務指針」に準拠してレビューを行った。保証業務実務指針2430は、当監査法人（注4）に、全体としての連結財務諸表が、連結財務諸表規則（注7）及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、保証業務実務指針2400は、当監査法人（注4）に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている。

保証業務実務指針2430に準拠した連結財務諸表のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。

レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人（注4）は、上記の連結財務諸表に対して監査意見を表明しない。

結論

当監査法人（注4）が実施したレビューにおいて、上記の連結財務諸表が、連結財務諸表規則（注7）及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、△△株式会社及び連結子会社のX年X月X日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社及び△△株式会社と当監査法人又は業務執行社員（注4）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) レビュー報告書の宛先は、契約内容に応じて変更する。レビュー業務の対象となる財務諸表に対するレビュー業務契約の内容に応じて、新規上場申請会社、被合併会社が消滅している場合の合併会社、子会社化された場合の子会社等の取締役会となることが考えられる。

(注2) 事業所の都市名を記載する場合は、「〇〇県〇〇市」のように記載する。

(注3) ① 業務実施者が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

〇 〇 監 査 法 人

〇〇県〇〇市

代 表 社 員

公認会計士 〇〇〇〇

業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 〇〇〇〇

② 業務実施者が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

〇 〇 有 限 責 任 監 査 法 人

○ ○ 事務所
 指定有限責任社員 公認会計士 ○○○○
 業務執行社員
 指定有限責任社員 公認会計士 ○○○○
 業務執行社員

③ 業務実施者が公認会計士の場合には、以下とする。

○○○○ 公認会計士事務所
 ○○県□□市
 公認会計士 ○○○○
 ○○○○ 公認会計士事務所
 ○○県□□市
 公認会計士 ○○○○

(注4) 実施者が公認会計士の場合には、「私」又「私たち」とする。

(注5) 新規上場申請者が新規上場申請の際に提出する根拠となる規定に合わせて記載する。

(注6) レビュー業務の対象が財務諸表の場合又は会社法の計算書類等の場合には、「連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表」を適宜修正する。

(注7) 表示及び開示が、会社計算規則に準拠して作成されている場合には、「会社計算規則」とする。

以 上